京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例(以下「条例」といいます。) 第5条第2項の規定により下記の建築物の登録内容の変更をしましたので、同 条第3項の規定に基づき公告します。

その関係図書は,京都市都市計画局建築指導部建築指導課において,一般の 縦覧に供します。

令和3年5月18日

京都市長 門川 大作

- 建築物の名称
  祇園甲部歌舞練場
- 2 建築物の敷地 京都市東山区四条通大和大路東入祗園町南側570番2 (一部)
- 3 建築物の概要
  - (1) 用途 劇場・学校
  - (2) 構造・規模 木造一部鉄筋コンクリート造,鉄骨鉄筋コンクリート造, 鉄骨造

地上2階,地下1階建て

- 4 変更登録年月日及び番号令和3年5月13日 第変1-017号
- 5 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)